

別表（第4条の2関係）

児童養護施設措置児童障害児等加算費支給額（児童1人当たり加算月額）

就学児以上の児童5. 5人に対し1人の常勤職員を配置している施設において、非常勤職員を雇用している場合、第3条第1項第1号から第3号に該当する児童	12,280円
就学児以上の児童5人に対し1人の常勤職員を配置している施設において、非常勤職員を雇用している場合、第3条第1項第1号から第3号に該当する児童	9,010円
就学児以上の児童4. 5人に対し1人の常勤職員を配置している施設において、非常勤職員を雇用している場合、第3条第1項第1号から第3号に該当する児童	5,000円
就学児以上の児童5. 5人に対し1人の常勤職員を配置している施設において、非常勤職員を雇用している場合、第3条第1項第4号から第5号に該当する児童	27,260円
就学児以上の児童5人に対し1人の常勤職員を配置している施設において、非常勤職員を雇用している場合、第3条第1項第4号から第5号に該当する児童	24,000円
就学児以上の児童4. 5人に対し1人の常勤職員を配置している施設において、非常勤職員を雇用している場合、第3条第1項第4号から第5号に該当する児童	20,010円
就学児以上の児童4人に対し1人の常勤職員を配置している施設において、非常勤職員を雇用している場合、第3条第1項第4号から第5号に該当する児童	14,990円
就学児以上の児童4人に対し1人を超えて常勤職員を配置している場合、第3条第1項第4号から第5号に該当する児童	30,470円

なお、月の途中で児童が加算対象となり、上記のいずれかに該当することとなった場合又は月の途中で児童が加算対象外となり、上記のいずれかに該当しなくなった場合は、この表に定める加算月額を30.4で除して、その月の加算対象であった日数を乗じた額（1円未満切り捨て）を支給するものとする。